

ひたちなか市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

平成 24 年 2 月

ひたちなか市教育委員会

目 次

1	基本方針策定にあたって	1
2	ひたちなか市の現状	
(1)	小・中学校規模の現状及び今後の推移	2
(2)	小・中学校学区割の状況	4
3	ひたちなか市の適正規模・適正配置の基本方針	
(1)	学校の適正規模の基本的な考え方	5
(2)	ひたちなか市の適正規模の基準	5
(3)	学校の適正配置の基本的な考え方	6
①	地域における学校の適正配置	6
②	適正配置に伴う通学距離	6
(4)	適正規模・適正配置に向けた方策	6
①	学校の統廃合	6
②	通学区域の見直し	7
③	学校の再編成・新設	7
4	適正規模・適正配置を進めるにあたっての配慮	7
5	大規模校への対応について	8
6	実施計画の策定について	8
7	基本方針の見直しについて	8

1 基本方針策定にあたって

全国的に少子化が進む中であって、ひたちなか市の児童生徒数は、平成13年度は14,651人、その後平成20年度の14,893人をピークに平成23年度は14,685人とわずかに減少しています。

本市には、小学校20校、中学校9校を設置していますが、住宅団地の造成やマンションの建設などにより、児童生徒数が増加している学校がある一方で、少子化により児童生徒数が減少し続けている学校も存在しています。

今後も少子化の進行が見込まれる中で、本市の教育をさらに充実させ、未来を担う子どもたちのための望ましい教育環境を整えていくためには、学校規模や配置によって、子ども同士の間関係の広がりや課題が生じたり、学習指導面や学校運営面での課題が生じたりすることがないように、子どもたちの社会性の育成やお互いに切磋琢磨する場所として、一定の学校規模を確保していく必要があります。

そのため、適正な学校規模を維持していくための方策や安全・安心な学校環境の整備等について、基本的な考え方を示していくことが急務となっています。

このようなことから、ひたちなか市教育委員会では、少子化の進行に伴う学校の小規模化がもたらす様々な影響なども踏まえ、「子どもたち一人一人が社会の変化に対応し、これからの時代を担う『生きる力』を育み、望ましい人間形成を図る。」という視点に立ち、充実した教育環境を実現するため、「ひたちなか市立小・中学校の適正規模・適正配置」の基本方針を策定します。

2 ひたちなか市の現状

(1) 小・中学校規模の現状及び今後の推移

平成23年5月1日現在、市内小・中学校に在籍している通常学級の児童生徒数及び住民基本台帳に基づき、平成29年度までを推計した児童生徒数は、次のとおりです。

小学校

(単位：人)

学 校 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備 考
中根小学校	382 (12)	379 (12)	370 (12)	349 (12)	354 (12)	353 (12)	379 (13)	
勝倉小学校	360 (12)	352 (12)	347 (12)	376 (13)	387 (13)	395 (13)	424 (13)	
三反田小学校	235 (9)	229 (8)	216 (8)	216 (7)	202 (6)	193 (6)	186 (6)	
枝川小学校	47 (4)	37 (4)	42 (4)	42 (4)	45 (4)	50 (5)	46 (5)	複式学級編成 H21～
東石川小学校	424 (13)	430 (13)	437 (14)	429 (14)	451 (15)	470 (15)	494 (16)	
市毛小学校	649 (21)	640 (21)	635 (21)	632 (20)	625 (20)	614 (19)	621 (19)	
前渡小学校	883 (28)	886 (27)	886 (28)	879 (28)	911 (28)	904 (29)	872 (28)	
佐野小学校	1,048 (31)	1,017 (30)	991 (29)	925 (28)	895 (27)	879 (26)	876 (26)	
堀口小学校	291 (11)	300 (10)	307 (10)	312 (10)	345 (11)	366 (12)	400 (13)	
高野小学校	871 (26)	833 (25)	794 (25)	739 (24)	727 (23)	691 (22)	671 (21)	
田彦小学校	994 (29)	983 (30)	955 (30)	987 (30)	967 (30)	988 (31)	1,020 (31)	
津田小学校	645 (22)	618 (19)	601 (18)	575 (17)	545 (17)	507 (16)	481 (15)	
長堀小学校	668 (21)	657 (21)	635 (19)	614 (18)	633 (19)	608 (19)	596 (19)	
外野小学校	818 (24)	804 (24)	801 (24)	767 (23)	776 (23)	788 (23)	771 (23)	
那珂湊第一小学校	358 (12)	348 (12)	331 (12)	345 (13)	347 (12)	355 (12)	367 (12)	
那珂湊第二小学校	213 (7)	196 (7)	178 (7)	168 (6)	156 (6)	142 (6)	132 (6)	
那珂湊第三小学校	441 (13)	452 (13)	473 (13)	487 (14)	486 (14)	476 (14)	448 (14)	
平磯小学校	237 (9)	222 (8)	223 (9)	215 (8)	204 (7)	182 (6)	176 (6)	
磯崎小学校	93 (6)	82 (6)	73 (6)	60 (6)	55 (6)	48 (5)	47 (5)	複式学級編成 H28～(見込)
阿字ヶ浦小学校	105 (6)	100 (6)	97 (6)	81 (6)	71 (6)	68 (6)	68 (6)	
小学校合計	9,762 (316)	9,565 (308)	9,392 (307)	9,198 (301)	9,182 (299)	9,077 (297)	9,075 (297)	

※下段()内は通常学級数

中学校

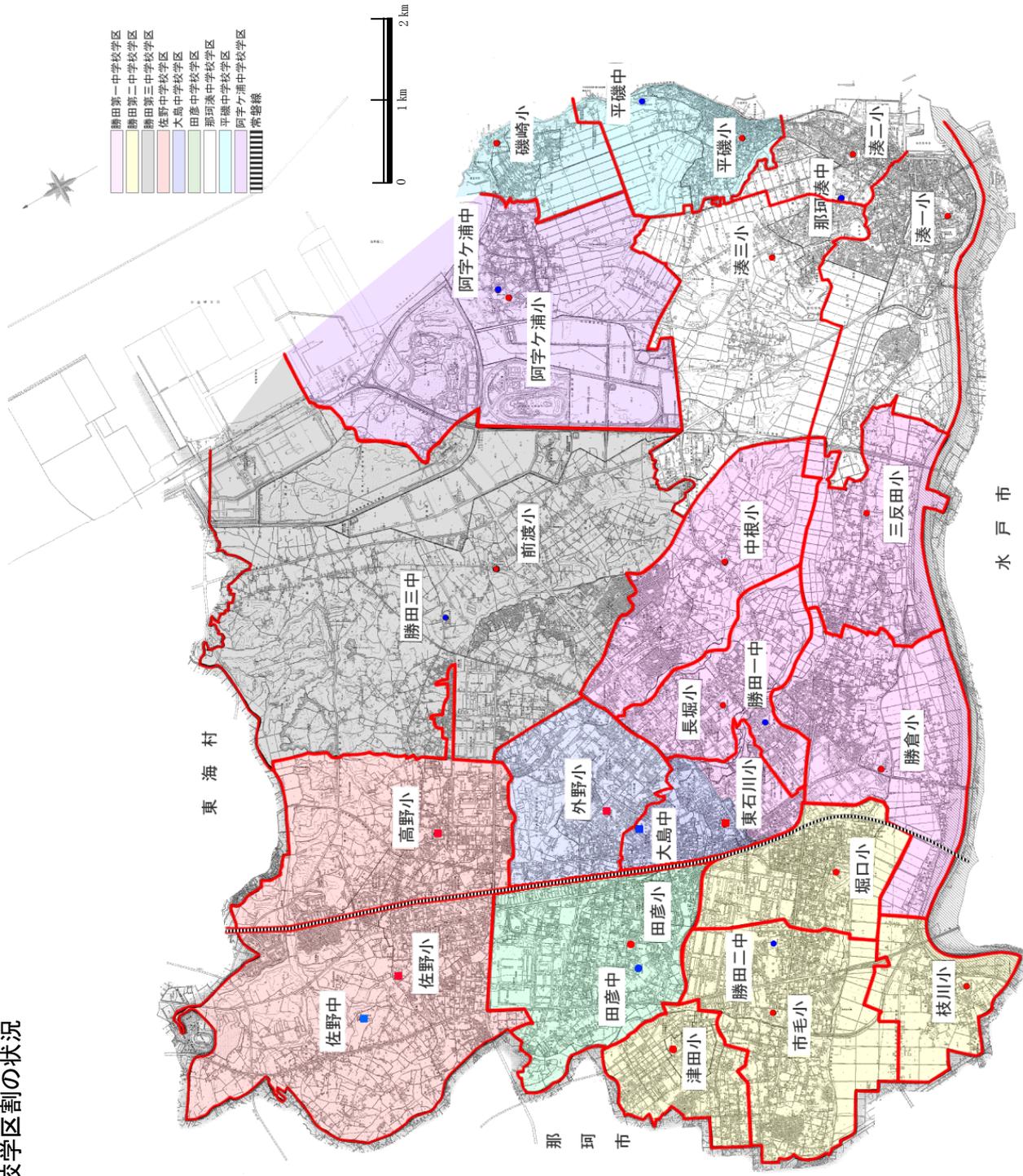
(単位：人)

学 校 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備 考
勝田第一中学校	853 (24)	888 (25)	940 (26)	976 (27)	925 (25)	902 (24)	870 (23)	
勝田第二中学校	737 (21)	829 (24)	854 (24)	894 (25)	872 (24)	880 (25)	823 (23)	
勝田第三中学校	472 (14)	538 (16)	557 (17)	577 (17)	515 (15)	501 (14)	485 (14)	
佐野中学校	945 (26)	977 (27)	982 (28)	994 (28)	946 (26)	925 (25)	848 (23)	
大島中学校	498 (14)	543 (16)	546 (16)	553 (15)	558 (16)	532 (15)	522 (15)	
田彦中学校	476 (13)	487 (14)	515 (16)	521 (15)	529 (15)	510 (15)	509 (15)	
那珂湊中学校	513 (14)	526 (15)	526 (16)	539 (16)	545 (15)	532 (15)	516 (15)	
平磯中学校	195 (6)	190 (6)	194 (6)	178 (6)	162 (6)	168 (6)	147 (5)	
阿字ヶ浦中学校	59 (3)	60 (3)	56 (3)	59 (3)	61 (3)	55 (3)	43 (3)	
中学校合計	4,748 (135)	5,038 (146)	5,170 (152)	5,291 (152)	5,113 (145)	5,005 (142)	4,763 (136)	

※下段（ ）内は通常学級数

現行の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条に規定する標準により、茨城県教育委員会が定めた1学級の基準人数40人（ただし、小学校第1学年は35人）に基づき行っています。また、小学校第2学年から第4学年及び中学校第1学年については、茨城県独自の少人数教育を拡大するための「少人数教育充実プラン」による学級編制の弾力化（35人を超える学級が3学級以上ある場合は1学級増設する。）に基づいた学級編制を行っています。平成24～29年度の通常学級数は、これらに基づき算定しています。

(2) 小・中学校学区割の状況



3 ひたちなか市の適正規模・適正配置の基本方針

(1) 学校の適正規模の基本的な考え方

- ① 子どもたちが集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人の資質や能力の向上を図るため、一定の規模を確保します。
- ② 学校の小規模化により、学校行事や部活動などの集団活動が難しくなったり、1学年1学級の場合は、クラス替えができないことによる子どもたちの役割や友達関係の固定化などの課題が多いことから、これらの課題を解決し、より高い教育効果を図るため、一定の規模を確保します。
- ③ 各学年を複数の学級とすることで教員同士が指導方法の協議や事務処理の役割分担を組織的に行うことも容易になり、また、教員がお互いに切磋琢磨できるための必要な教員数を確保できます。特に中学校は教科担任制であり、同じ教科を担当する教員を複数配置することにより、多様な学習・指導形態が取りやすく、指導方法の向上が図られるため、一定の規模を確保します。

(2) ひたちなか市の適正規模の基準

適正規模についての基本的な考え方を基に、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

- ① 小学校は、多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能な各学年2学級以上となる12学級以上、さらに学習指導面、学校生活面、学校運営面から考えて高い教育効果が得られる24学級までの範囲を適正規模とします。
- ② 中学校は、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上、さらに学習指導面、学校生活面、学校運営面から考えて高い教育効果が得られる18学級までの範囲を適正規模とします。

<学校規模区分>

	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	11学級以下	12～24学級	25～30学級	31学級以上
中学校	8学級以下	9～18学級	19～24学級	25学級以上

<参考>

茨城県教育委員会「公立小・中学校の適正規模について(指針)」※抜粋

小・中学校の適正規模の基準

○小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

○中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語、社会、数学、理科、英語に複数の教員の配置が可能)

(3) 学校の適正配置の基本的な考え方

学校は地域に支えられ、その地域に育まれて発展してきたもので、学校教育分野だけではなく、地域の文化や伝統を継承する拠点としての役割も担っています。小・中学校の適正配置は、地域の地理的条件・歴史的な成り立ちによる生活圏や通学距離への配慮といった視点に立ち、次の基本的な考え方にに基づき、取り組みを行うこととします。

① 地域における学校の適正配置

小・中学校の適正配置は、教育環境の向上を目的に行うものでありますが、保護者や地域住民と十分な協議を行い、お互いの共通認識と理解のもとに、様々な課題を解決しながら、円滑に取り組んでいきます。

② 適正配置に伴う通学距離

通学距離は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、「小学校にあつては概ね4キロメートル以内、中学校にあつては概ね6キロメートル以内」であることが適正とされており、ひたちなか市の現在の小・中学校は国の基準を満たしています。

しかし、統廃合などにより遠距離通学となる場合には、安全の確保と児童生徒の心身への負担を考慮し、スクールバスの運行などの支援を行う必要がありますので、保護者との協議を踏まえて対応します。

(4) 適正規模・適正配置に向けた方策

ひたちなか市は、小規模校も存在する反面、他市町村と比べると中規模校（適正規模校）や大規模校も多くあるのが現状です。学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を踏まえて、「学校の統廃合」、「通学区域の見直し」、「学校の再編成・新設」の3つの方策により学校規模及び配置の適正化を検討します。

① 学校の統廃合

学校の統廃合は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数）及び創立時からの経過年数にかかわらず対等な統合とし、学校の施設や学習環境面などの教育環境条件のよい方に統合することで、学校規模及び配置の適正化を図ります。

② 通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域コミュニティの関係などに配慮しながら学校規模及び配置の適正化を図ります。

③ 学校の再編成・新設

近隣地域に小規模校が複数校存在する場合、学校用地の確保を前提に学校の再編成・新設をすることで学校規模及び配置の適正化を図ります。

再編成・新設による学校規模及び配置の適正化を図る場合は、異年齢による集団活動や児童生徒の連続した学びなど、より効果的な教育活動を進めるために、小中一貫教育を一つの選択肢として検討します。

4 適正規模・適正配置を進めるにあたっての配慮

学校規模及び配置の適正化は、適正規模の基準に満たないからといって、すぐに実施するものではありません。

学校規模及び配置の適正化を進めるにあたっては、学校と地域社会のつながりの確保、児童生徒の通学手段と安全性の確保のほか、教育課程の編成や学校行事、児童生徒の学校生活やPTA活動など、児童生徒と学校運営に関する多岐にわたる事項について、保護者、地域住民、学校、教育委員会が協議して合意形成を図り、決定していきます。

また、適正規模・適正配置後の円滑な学校運営を図るため、学校規模及び配置の適正化を進めるにあたり、次の事項に配慮します。

- (1) 適正規模・適正配置対象校が取り組んでいる特色ある学校活動は、継続して実施できるよう努めます。
- (2) 統廃合をする場合には、児童生徒の不安を解消するため、統合校同士の事前の交流活動の実施や相談体制の充実など、あらゆる面で支援に取り組みます。
- (3) 統廃合や再編成・新設において廃校となる学校の施設や跡地については、地域の子どもたちや地域コミュニティ活動の促進、生涯学習の充実、防災への対応拠点、また学校の歴史や伝統を後世に伝える施設とするなど、有効な利活用の方法について検討します。
- (4) その他、学校規模及び配置の適正化において生じる問題や課題の解決に向けた必要な方策を行います。

5 大規模校への対応について

本市の人口は緩やかに上昇しているものの、年少人口（0～14歳）は減少してきています。

現在、児童生徒数が増加して教室が不足している小・中学校は、児童生徒数が増加している期間の対応として、校舎をリースにより建設し、整備しています。今後も、児童生徒数の一時的な増加により教室が不足する学校については、リース校舎の建設で対応していきます。

6 実施計画の策定について

この基本方針を策定後、小規模校の適正規模化に向けて、対象となる地区ごとに実施計画を策定します。

なお、実施計画は、学校や地域などの実情を踏まえて、順次策定していきます。

7 基本方針の見直しについて

この基本方針は、小規模校の適正規模化へ向けた取り組みを基本としていますが、将来も引き続き過大規模校として推移していく学校がある場合には、過大規模校の適正規模化へ向けて見直しを行います。

また、国の施策の変更や社会情勢の変化などにより必要が生じたときにも、見直しを行います。